

富契第503-2号  
令和2年3月11日

入札参加業者 各位

富田林市総務部契約検査課

## 富田林市契約約款の一部改正について（お知らせ）

標記の件について、令和2年4月1日に施行される改正民法等へ対応のため、国が示す標準契約約款が改正されました。これを受け、本市におきましても令和2年4月1日付で各種契約約款の一部改正を行います。

なお、改正の概要については以下のとおりとなりますので、ご周知の程宜しくお願い致します。

### 記

#### 1. 改正の概要

##### ①譲渡制限特約について

改正民法において、譲渡制限特約が付されていても、債権譲渡の効力は妨げられないとされた。

これを受け、標準契約約款において譲渡制限特約は維持した上で、前払い、部分払い等によってもなお工事の施工に必要な資金が不足する場合には発注者は譲渡の承諾をしなければならないこととされた。併せて、譲渡制限特約に違反した場合や資金調達目的で譲渡したときにその資金を当該工事の施工以外に使用した場合に、契約を解除できることとされた。

##### ②契約不適合責任について

改正民法において、「瑕疵」が「契約の内容に適合しないもの」と文言が改められるとともに、その場合の発注者の権利として履行の追完（修補、代替物の引渡し）と代金の減額請求が規定された。

##### ③契約の解除について

改正民法において、瑕疵に関する建物・土地に係る契約解除の制限規定が削除されたことや双方の責めに帰すべき事由でないときであっても契約を解除できることとされた。

これを受け、標準契約約款において、催告解除と無催告解除を整理した上で契約解除の規定

の見直しが行われた。

#### ④契約不適合責任の担保期間について

改正民法において木造等が1年、コンクリート造等が2年という材質の違いによる担保期間は廃止された。

これを受け、標準契約約款において、契約不適合の責任期間を引渡しから2年とし、設備機器等については1年とされた。また、受注者の故意または重過失の場合については、引渡しから10年または不適合を知ってから5年のいずれか短い方を適用すると改正されたことから見直しが行われた。

#### ⑤著しく短い工期等の禁止について

改正建設業法において、注文者は著しく短い期間を工期とする請負契約の締結をしてはならないこととされる。

これを受け、標準契約約款において、契約変更を行う場合もこの工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により、工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならないこととされた。

上記①～⑤までのことを踏まえ、本市契約約款も同様の変更を行います。

改正の概要について該当する約款は以下のとおりです。

区分	該当改正内容
工事請負契約約款	① ② ③ ④ ⑤
業務委託契約約款	① ② ③ ④ ⑤
物品売買契約約款	② ③ ④ ⑤
印刷製本契約約款	② ③ ④ ⑤

※本市契約約款(本文)は下記の本市ウェブサイトにてご確認ください。

・富田林市ウェブサイトトップページ>組織でさがす>契約検査課>お知らせ・富田林市契約約款の一部改正について

URL:<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/soshiki/11/>

連絡先 富田林市総務部契約検査課  
TEL : 0721-25-1000 (内線 476・477・478・479)